

西宮市市民交流センター施設使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市市民交流センター条例（平成14年西宮市条例第6号）（以下「条例」という。）及び西宮市市民交流センター条例施行規則（平成14年西宮市規則第24号）（以下「規則」という。）に基づき、西宮市市民交流センター（以下「センター」という。）の施設を提供するために必要な事項を定める。

(団体の登録)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用登録申請書（以下「登録申請書」という。）をセンターに提出し、団体の登録を行わなければならない。

- 2 センターは、前項に定める団体の登録手続きが完了したときは、当該団体に対し、利用者登録内容通知書（以下「登録通知書」という。）を交付する。
- 3 登録通知書を交付された者（以下「登録団体」という。）は、登録の内容に変更があったときは、速やかに登録申請書をセンターに提出しなければならない。
- 4 登録団体は、登録内容通知書を紛失し又はき損した場合は、センターに再交付を申請することができる。

(使用制限)

第3条 条例第5条第2項の規定によるセンターの使用を許可しないものについては、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 暴力団関係者等の集会
- (2) 危険物を持ち込む集会
- (3) 飲酒・飲食を主たる目的とする集会
- (4) 高校生以下の者だけの集会で、保護者等の付き添いのない集会
- (5) 条例第1条に規定する団体のうち市長が認める団体以外の者が、以下のいずれかの目的のため開催する集会
 - ① 面接、試験、その他団体の職員採用を目的とするもの
 - ② 取引の対象となる商品（サービス、権利等を含む）などにかかる説明や展示を目的とするもの
 - ③ 学校、塾、その他の機関による生徒又は児童の獲得を目的とするもの
- (6) 宗教的行事の実施、信者の強化育成等特定の宗教の教義を広めるための集会
- (7) その他、市長が使用を不適当と認めるとき

(使用許可申請)

第4条 規則第4条の規定によるセンター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

- (1) 国、地方公共団体又は条例第1条に規定する団体のうち市長が認める団体が使用する場 合 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の3

月前の月の初日から使用日まで

(2) 前号以外の場合 使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日まで

(電話での予約)

第4条の2 使用許可申請書を市長に提出しようとする者は、予めその旨をセンターへ電話で連絡し、電話をした日の翌日から起算して7日後まで使用許可申請書の提出を保留することができる。ただし、電話をした日が使用日の当日から7日前までの間に属する場合は、使用するときまでに使用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項に規定する電話の受付期間は次の各号のとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる場合 使用日の属する月の3か月前の月の2日(1月は5日)から使用日まで

(2) 同条第2号に掲げる場合 使用日の属する月の2か月前の月の2日(1月は5日)から使用日まで

(電子申請での予約)

第4条の3 使用許可申請書を市長に提出しようとする者は、予め西宮市公共施設予約システム文化・まなびネットにしのみや(以下「文化・まなびネット」という。)によりセンターの使用にかかる予約を行い、予約を行った日の翌日から起算して7日後まで使用許可申請書の提出を保留することができる。

2 前項に規定する予約の受付期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる場合 使用日の属する月の3か月前の月の2日(1月は5日)の午前9時から使用日の10日前まで

(2) 同条第2号に掲げる場合 使用日の属する月の2か月前の月の2日(1月は5日)の午前9時から使用日の10日前まで

3 前各項に掲げるもののほか、文化・まなびネットに関して必要な事項は、市長が別に定める。

(使用回数)

第5条 ホール、体育室、各会議室、和室、調理室及び茶室の利用は原則月16回(条例第6条第1項別表の使用区分に基づく)以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる状況により使用回数の制限を越える使用を認めることができる。

(1) 第4条第1号に掲げる場合 使用日の属する月の2月前の月の初日における使用許可申請の状況

(2) 同条第2号に掲げる場合 使用日の属する月の1月前の月の初日における使用許可申請の状況

(使用許可申請等の受付時間)

第6条 使用許可申請書、登録申請書及び第4条の2に規定する電話による予約の受付時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 休日及び12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

(2) その他市長が必要と認めるとき

2 文化・まなびネットによる予約の受付時間は、午前5時から翌日の午前2時までの間とする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定については、平成23年7月1日以降のセンター使用にかかるものに適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。